

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

当期から「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(1) 固定資産の減価償却について

イ) 建物、構築物Ⅰ、車輛機械、什器備品……定額法による減価償却を実施している。

ロ) 償却可能限度額及び残存価額が廃止されたので、95%相当額まで達している減価償却資産については、19年度より償却する。(※印)

(2) 造成墓所……貸付相当面積償却とする。

(3) 消費税の会計処理について

消費税の会計処理は税抜方式によっている。

(4) 引当金の計上基準について

退職給付引当金……職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末において発生していると認められる額を計上している。

なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算している。

2. 会計方針の変更

該当なし

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土地	38,141,000	0	0	38,141,000
定期預金	76,700,000	0	0	76,700,000
小 計	114,841,000	0	0	114,841,000
特定資産				
永代供養墓建設引当積立預金	90,000,000	0	0	90,000,000
小 計	90,000,000	0	0	90,000,000
合 計	204,841,000	0	0	204,841,000

4. 基本財産及び特定資産の財源の内訳

基本財産及び特定資産の財源の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
土地	38,141,000	8,008,000	30,133,000	
定期預金	76,700,000	1,000,000	75,700,000	
小計	114,841,000	9,008,000	105,833,000	
特定資産				
永代供養墓建設引当積立預金	90,000,000	0	90,000,000	
小計	90,000,000	0	90,000,000	
合計	204,841,000	9,008,000	195,833,000	

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、別記のとおりである。